

生駒市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会開催要綱

(目的)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条に規定する養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うに当たり、生駒市における関係機関、団体等との情報交換及び連携協力体制の整備を目的として、生駒市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を開催することに関し必要な事項を定める。

(意見等を求める事項)

第2条 連絡会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待対策のあり方に関すること。
- (2) 高齢者虐待防止に関わる関係機関等の連携、情報交換に関すること。
- (3) 高齢者虐待の実態把握、関係者への情報提供に関すること。
- (4) その他高齢者虐待防止の啓発に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる団体、組織のうちから、連絡会への参加を求めるものとする。

- (1) 生駒市医師会
- (2) 奈良県警生駒警察署
- (3) 生駒市民生・児童委員連合会
- (4) 生駒市社会福祉協議会
- (5) 生駒市地域包括支援センター
- (6) 生駒市居宅介護支援事業者協会
- (7) 生駒市人権擁護委員協議会
- (8) 奈良県老人福祉施設協議会
- (9) 奈良県郡山保健所
- (10) 生駒市福祉事務所長
- (11) その他市長が必要と認める者

- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して連絡会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 連絡会を進行する座長を置き、座長は生駒市福祉事務所長とする。

- 2 市長は、連絡会を開催する際には、その都度、参加者に対し参加を要請するものとする。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、連絡会に参加者以外の者を出席させることができる。

(守秘義務および個人情報保護義務)

第5条 連絡会の参加者は、会議において知り得た個人の秘密等を漏らし、又はみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない。連絡会に参加しなくなった後も、同様とする。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、福祉健康部地域包括ケア推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。